

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百四十二条第一項の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。

平成十九年九月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

（金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十二条第一項に規定する金融庁長官が指定する金融商品取引業協会の規則は、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則）（次条において、「協会規則」という。）とする。

（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの）

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十二条第一項に規定する協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するものは、協会規則第二条第一項に規定する日本公認会計士協会「証券会社における顧客資産の分別保管に対する検査業務等に関する実務指針（中間報告）（平成十四年十一月六日付業種別監査委員会報告第二十八号

「とする。」

件名

金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を
指定する件